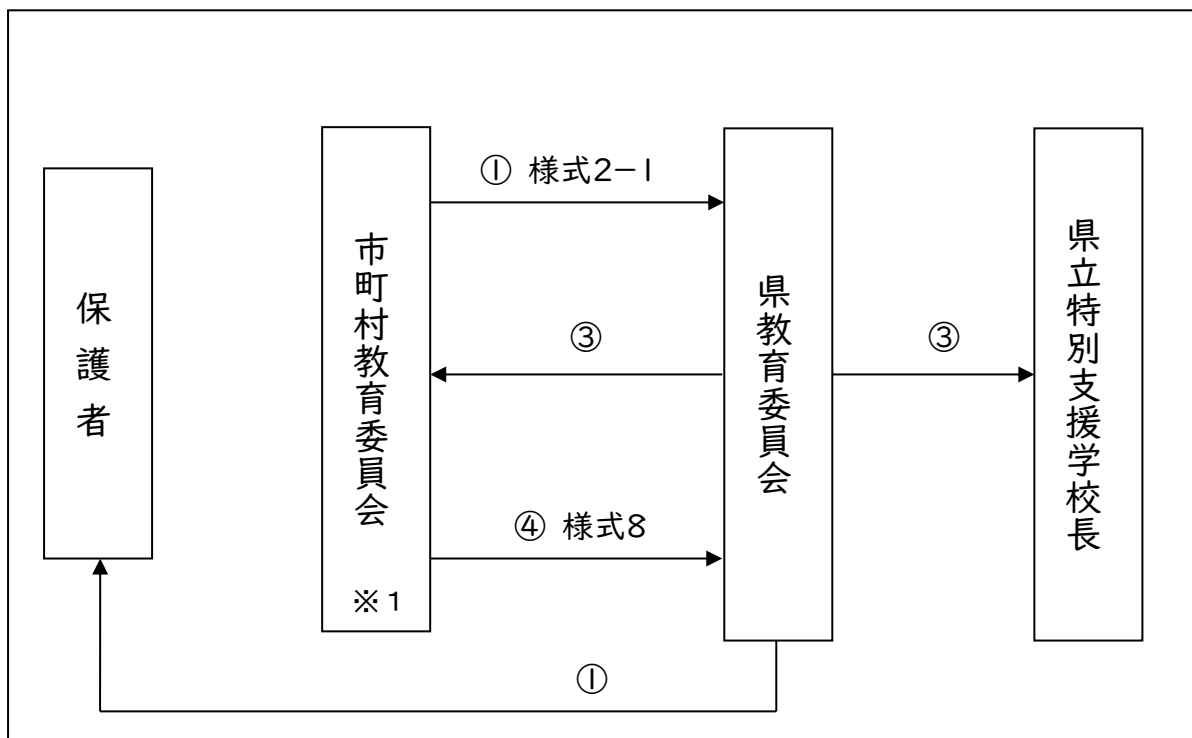


2 認定特別支援学校就学者に係る 手続きについて

※この章においては、以下のように表記しています。

- ・「学校教育法施行令」を「令」
- ・「小学校・中学校・義務教育学校」を「小中学校等」

(1) 新学齢児が県立特別支援学校に就学する場合



① 特別支援学校への就学についての通知（「令」第十一条 第1項、第2項）

市町村の教育委員会は、「令」第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。

② 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定（「令」第十四条 第1項、第2項）

県教育委員会は、①の通知に係る新学齢児の保護者に対して、翌学年の初めから二月前までに特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。

③ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定（「令」第十五条 第1項、第2項）

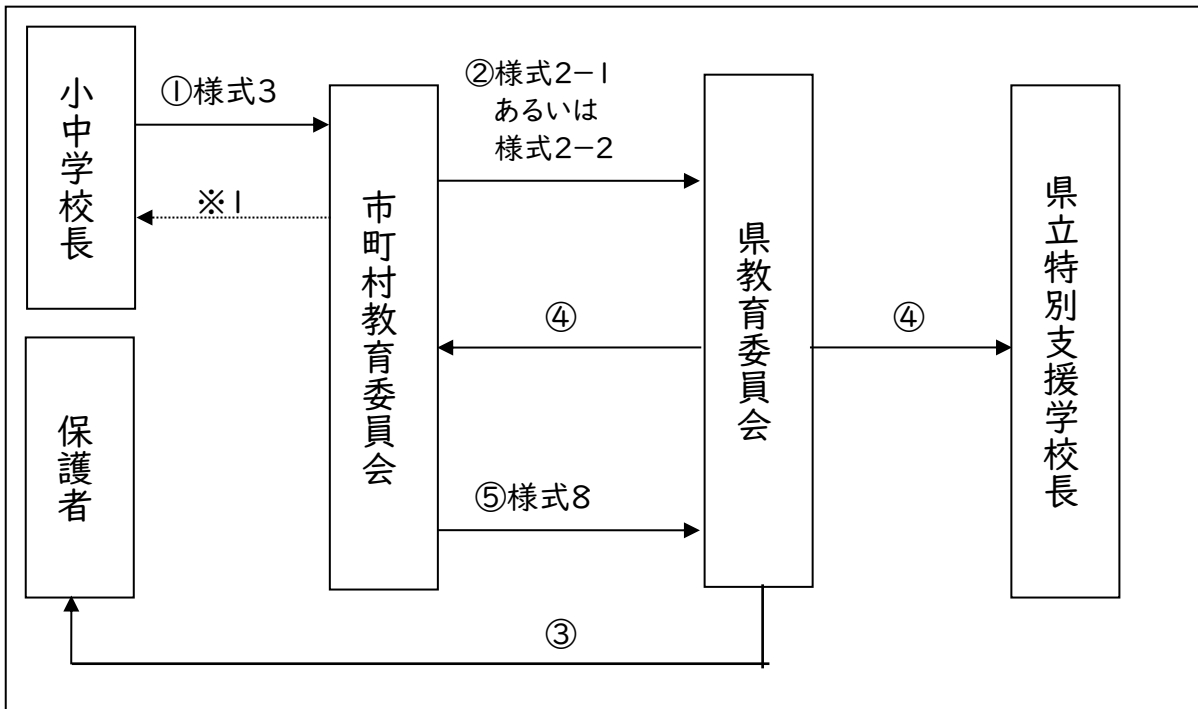
県教育委員会は、②の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該新学齢児の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

④ 学齢簿の加除訂正の通知（「令」第三条、第十三条）

市町村教育委員会は、③の通知を受けた後、当該新学齢児に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

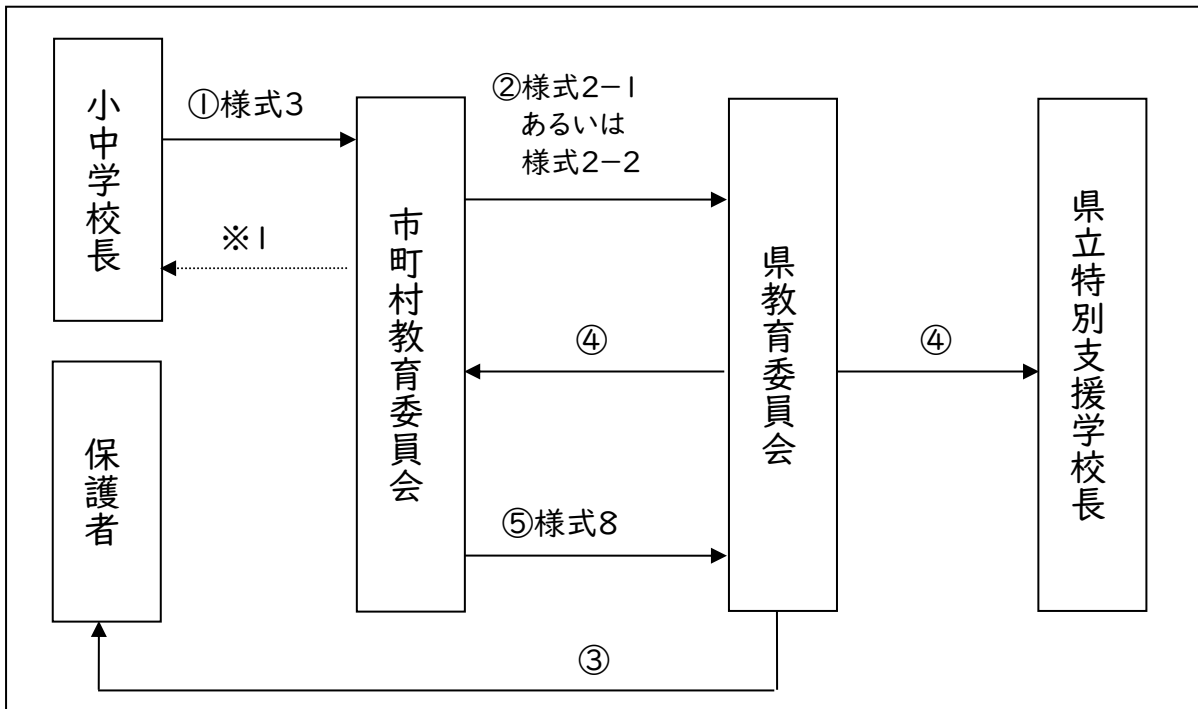
※1 市町村教育委員会は就学の五月前までに、その年度中に満六歳に達する者について、あらかじめ学齢簿を作成しなければならない。（「令」第二条）

(2) 小中学校等から県立特別支援学校への転学
 (新たに視覚障害者等になり、認定特別支援学校就学者となった場合)



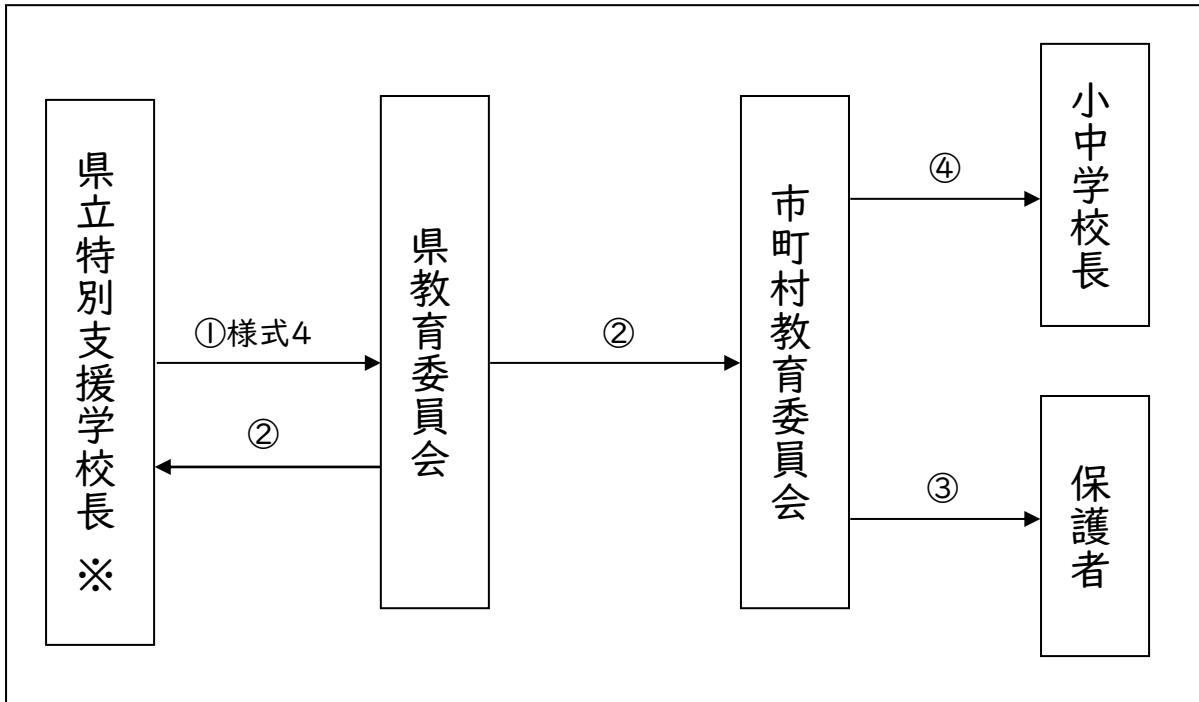
- ① 新たに視覚障害者等になった者の通知(「令」第十二条 第1項)
 学齢児童生徒のうち視覚障害者等になった者があるときは、その小中学校長は、速やかに、その学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
 ※1 ①の通知を受けた市町村教育委員会は、当該学齢児童生徒について現に在学する小中学校等に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、在学している学校の校長に対してその旨を通知する。(「令」第十二条 第3項)
- ② 特別支援学校への就学の通知(「令」第十二条 第2項)
 市町村教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者について、県教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。
- ③ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定(「令」第十四条 第1項、第2項)
 県教育委員会は、②の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。
- ④ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定(「令」第十五条 第1項、第2項)
 県教育委員会は、③の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。
- ⑤ 学齢簿の加除訂正の通知(「令」第三条、第十三条)
 市町村教育委員会は、④の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(3) 小中学校等から県立特別支援学校への転学
 (「令」第22条の3に該当する視覚障害者等が認定特別支援学校就学者となった場合)



- ① 障がいの状態等の変化により小中学校等に就学させることが適当でなくなった者の通知(「令」第十二条の二 第1項)
 学齢児童生徒のうち視覚障害者等で小中学校等に在学するもののうち、その障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化にこれらの小中学校等に就学させることが適当でなくなったと思料するものがあるときは、その小中学校長は、その学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
 ※1 ①の通知を受けた市町村教育委員会は、当該学齢児童生徒について現に在学する小中学校等に引き続き就学させることが適当であると認めたとときは、在学している学校の校長に対してその旨を通知する。(「令」第十二条の二 第3項)
- ② 特別支援学校への就学の通知(「令」第十二条の二 第2項)
 市町村教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者について、県教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。
- ③ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定(「令」第十四条 第1項、第2項)
 県教育委員会は、②の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。
- ④ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定(「令」第十五条 第1項、第2項)
 県教育委員会は、③の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。
- ⑤ 学齢簿の加除訂正の通知(「令」第三条、第十三条)
 市町村教育委員会は、④の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(4) 県立特別支援学校から小中学校等への転学(視覚障害者等でなくなった場合)



① 視覚障害者等でなくなった通知(「令」第六条の二 第1項)

特別支援学校に在学する学齢児童生徒で視覚障害者等でなくなった者があるときは、当該学齢児童生徒が在学する特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会にその旨を通知する。
※この場合は、事前に特別支援学校長から県就学支援分科会への審査申請を行い、県就学支援分科会の判断を受けることとする。
※特別支援学校長は、事前に、市町村教育委員会、小中学校等、保護者と学びの場における十分な協議を行い(体験入学、児童生徒の状態、支援会議の開催等)、合意形成を図る。

② 視覚障害者等でなくなった通知(「令」第六条の二 第2項)

県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒について、当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、速やかにその氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知する。
※併せて県教育委員会は特別支援学校にも通知する。

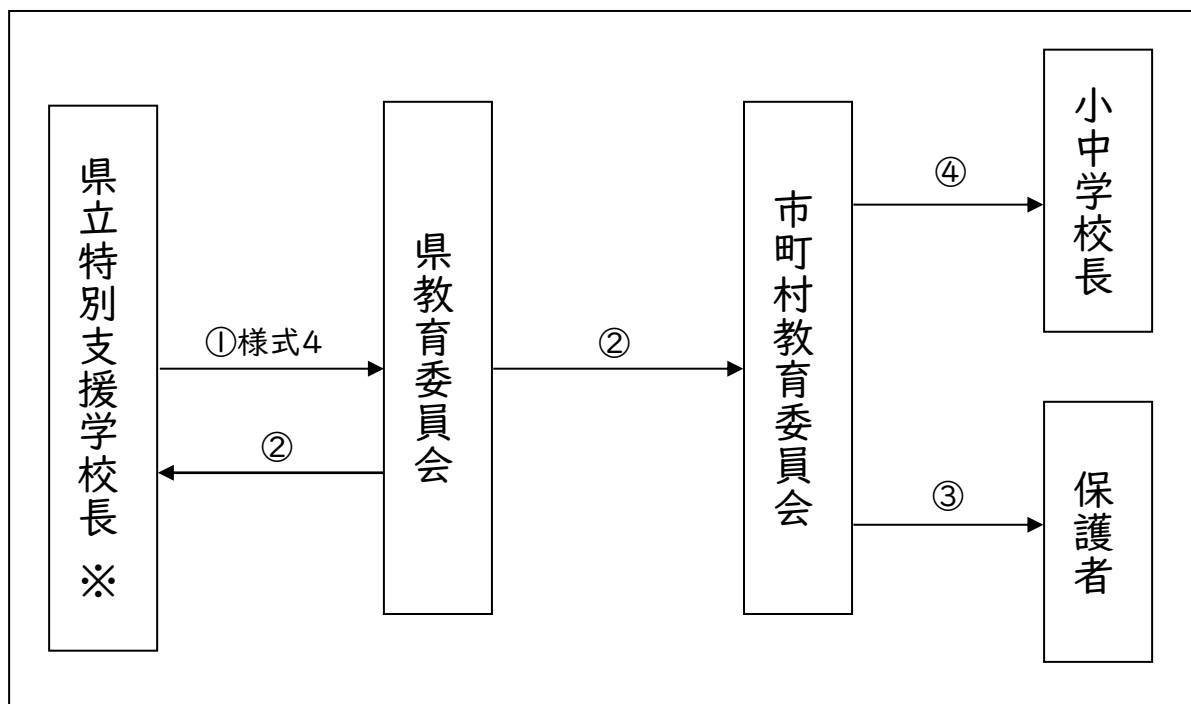
③ 小中学校等への入学期日の通知(「令」第五条)

市町村教育委員会は、②の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、小中学校等の入学期日を通知する。

④ 小中学校等への入学期日の通知(「令」第七条)

市町村教育委員会は、③の通知と同時に、当該学齢児童生徒を就学させるべき小中学校等の校長に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

(5) 県立特別支援学校から小中学校等への転学(障がいの状態等の変化による場合)



① 障がいの状態等の変化により小中学校等への就学が適当と思料する通知(「令」第六条の三 第1項)

特別支援学校に在学する学齢児童生徒で、その障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により、当該学齢児童生徒の住所の存する市町村の設置する小中学校等に就学することが適当であると思料するものがあるときは、当該学齢児童生徒が在学する特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会にその旨を通知する。

※この場合は、事前に特別支援学校長から県就学支援分科会への審査申請を行い、県就学支援分科会の判断を受けることとする。

※特別支援学校長は、事前に、市町村教育委員会、小中学校等、保護者と学びの場における十分な協議を行い(体験入学、児童生徒の状態、支援会議の開催等)、合意形成を図る。

② 障がいの状態等の変化により小中学校等への就学の通知(「令」第六条の三 第2項)

県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒について、当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、速やかにその氏名及び①の通知があった旨を通知する。

※併せて県教育委員会は特別支援学校にも通知する。

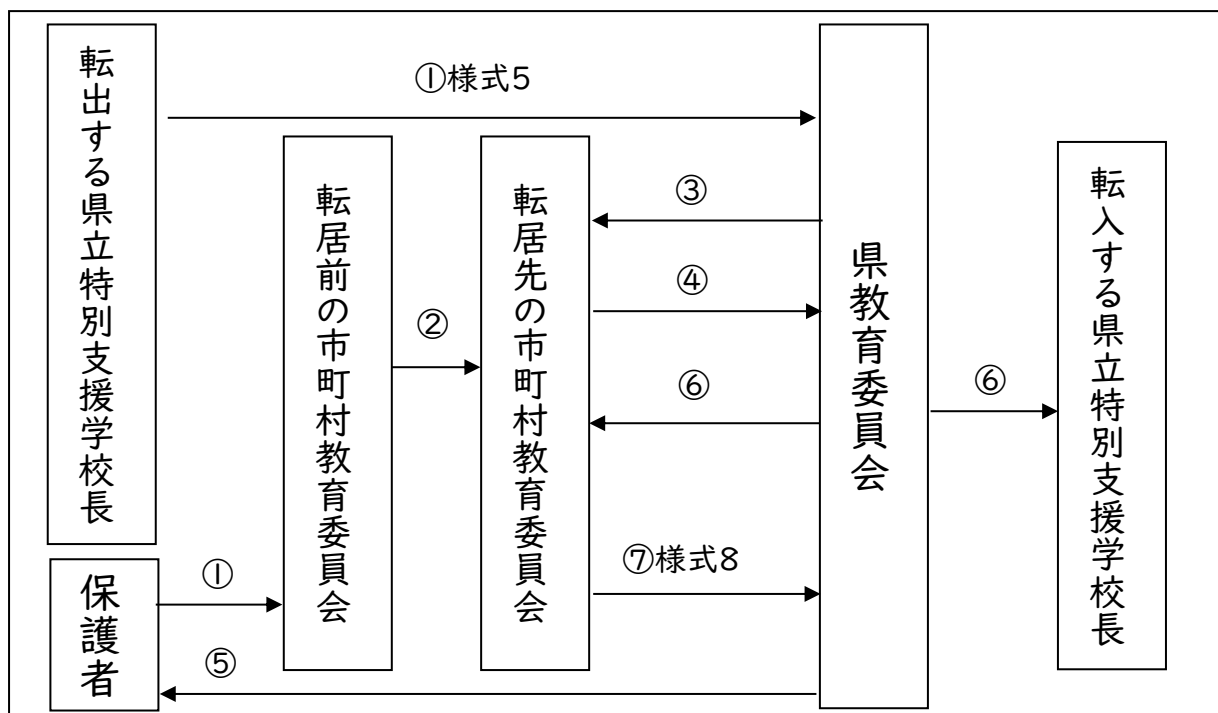
③ 小中学校等への入学期日の通知(「令」第五条)

市町村教育委員会は、②の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、小中学校等の入学期日を通知する。

④ 小中学校等への入学期日の通知(「令」第七条)

市町村教育委員会は、③の通知と同時に、当該学齢児童生徒を就学させるべき小中学校等の校長に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

(6) 県内の県立特別支援学校間の転学(同一障がい種の場合)
 ※他の市町村に転居する場合



① 児童生徒の転学についての通知

保護者の申立(転居もしくは施設入所等)により、同一障がい種の特別支援学校へ転学する者があるときは、転出する特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知する。保護者は住所の変更を転居前の市町村教育委員会に連絡する。

② 転居前の市町村教育委員会は転居先の市町村教育委員会へ児童生徒が転居する旨の連絡をする。

③ 県教育委員会は転居先の市町村教育委員会に必要な内容を記入した書類(個人調査書、療育手帳の写しもしくは診断書、観察票)を送付する。

④ 特別支援学校への就学の通知(「令」第十二条の二 第2項)

転居先の市町村教育委員会は、認定特別支援学校就学者の認定をした者について、県教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。

⑤ 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知(「令」第十四条 第1項、第2項)

県教育委員会は、④の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。

⑥ 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知(「令」第十五条)

県教育委員会は、⑤の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

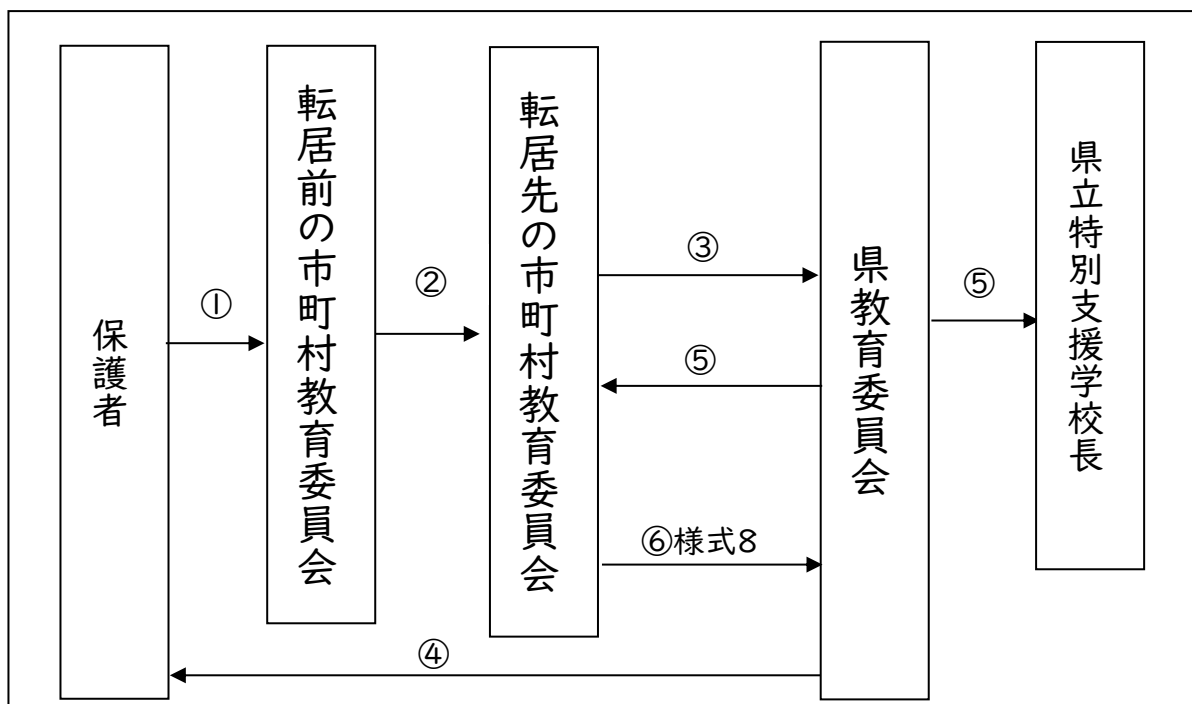
⑦ 学齢簿の加除訂正の通知(「令」第三条、第十三条)

市町村教育委員会は、③の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

◆高等部生徒の場合

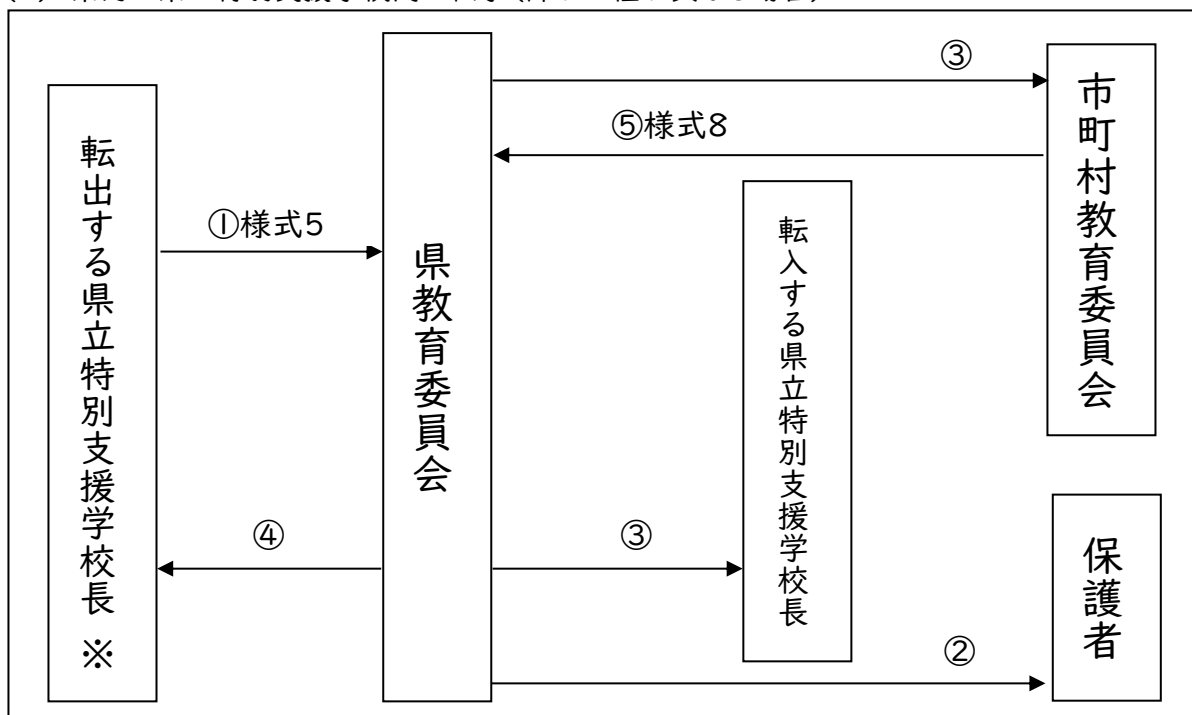
特別支援学校高等部に在籍する生徒で同一障がい種の特別支援学校に転学する者があるときは、転出校の校長は速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。なお、単位の認定状況については、それぞれの特別支援学校間で確認を行うものとする。

(7) 県立特別支援学校に在籍している学齢児童生徒が転学せず他の市町村に転居する場合



- ① 保護者は児童生徒の住所変更について転居前の市町村教育委員会に連絡する。併せて在籍特別支援学校にも連絡する。
- ② 転居前の市町村教育委員会は転居先の市町村教育委員会へ児童生徒が転居する旨の連絡をする。
- ③ 特別支援学校への就学の通知（「令」第十二条の二 第2項）
 転居先の市町村教育委員会は、②の連絡を受けた学齢児童生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者について、県教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。
 <提出書類>
 様式2-1あるいは様式2-2、個人調査書、療育手帳の写しもしくは診断書、観察票
 ※個人調査票、観察票については就学決定の際に作成したものを写しとして、使用することが可能。その場合個人調査書③に市町村教育委員会（教育支援委員会等）における審査経過及び結果を追記する
 ※病弱特別支援学校の場合は、病状の変化がある場合があるので診断書が必要
- ④ 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知（「令」第十四条 第1項、第2項）
 県教育委員会は、③の通知を受けた学齢児童生徒の保護者に対して、速やかに特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。
- ⑤ 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知（「令」第十五条）
 県教育委員会は、④の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び転学期日を通知する。
 また県教育委員会は、転出する特別支援学校長へ、当該学齢児童生徒の転学期日を通知する。
- ⑥ 学齢簿の加除訂正の通知（「令」第三条、第十三条）
 市町村教育委員会は、④の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(8) 県内の県立特別支援学校間の転学(障がい種が異なる場合)



① 児童生徒の転学についての通知

保護者の申立(障がいの状態の変化、転居もしくは施設入所等)により、障がい種の異なる特別支援学校へ転学する者があるときは、転出する特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知する。その際、就学先の変更を行うため、個人調査書、診断書、観察票を添付する。

※この場合は、事前に転出する特別支援学校長から県就学支援分科会への審査申請を行い、県就学支援分科会の判断を受けることとする。

※転出する特別支援学校長は、事前に、市町村教育委員会、転入する特別支援学校、保護者と学びの場における十分な協議を行い(体験入学、児童生徒の状態、支援会議の開催等)、合意形成を図る。

② 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知(「令」第十四条 第1項、第2項)

県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒の保護者に対して、速やかに特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。

③ 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知(「令」第十五条)

県教育委員会は、②の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

④ 転学期日の通知

県教育委員会は、転出する特別支援学校長へ、当該学齢児童生徒の転学期日を通知する。

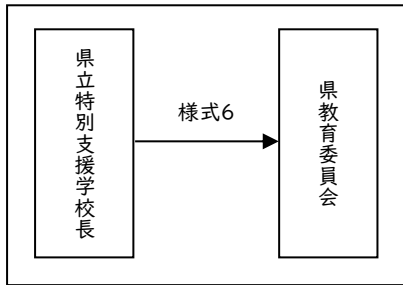
⑤ 学齢簿の加除訂正の通知(「令」第三条、第十三条)

市町村教育委員会は、③の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

◆高等部生徒の場合

特別支援学校高等部に在籍する生徒で障がい種の異なる特別支援学校に転学する者があるときは、転出校の校長は速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。なお、単位の認定状況については、それぞれの特別支援学校間で確認を行うものとする。

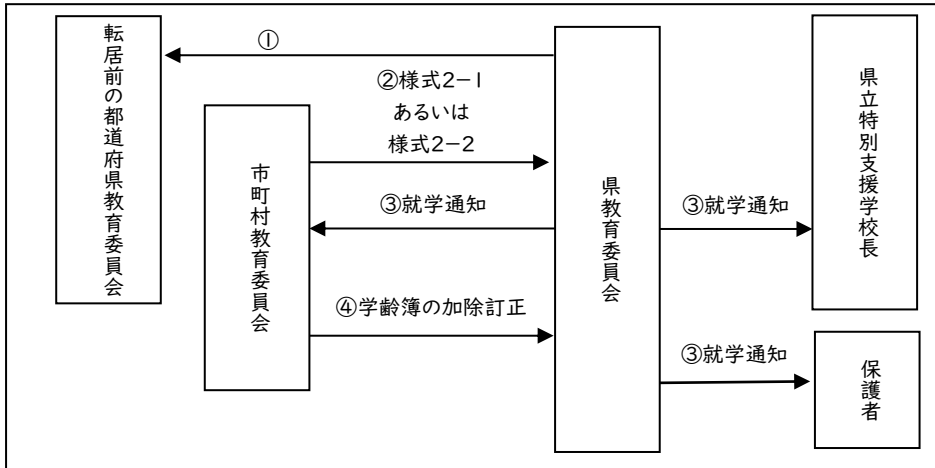
(9) 県内から県外への転居に伴う転学



県立特別支援学校に在籍する児童生徒で、県外へ転居する者がある場合には、保護者は現在住所を存する市町村教育委員会と転居先の市町村教育委員会に相談をするとともに、在籍学校長は、県教育委員会へ速やかに氏名等を通知する。(様式6)

なお、転学資料等詳細の手続きは、現在住所の存する市町村教育委員会と転居先の市町村教育委員会の間で行われることとなる。

(10) 県外から県内への転居に伴う転学(同一障がい種の場合)

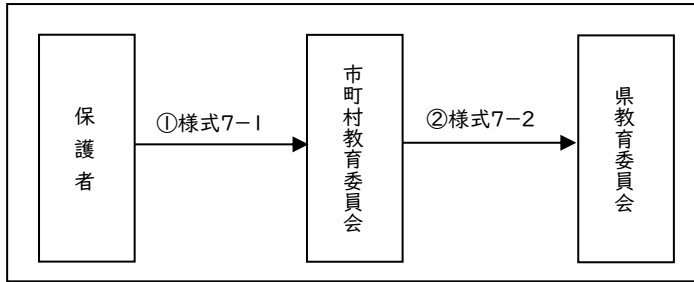


市町村教育委員会は、保護者から転居の手続きがあった場合には、認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し速やかに連絡する。鳥取県教育委員会は、まず転居前の都道府県教育委員会と事務手続きについて確認を行い、その内容を双方の市町村教育委員会に伝え、市町村教育委員会は連絡を受けて事務手続きを始める。

※市町村教育委員会は様式2-1あるいは様式2-2、個人調査書、療育手帳の写しもしくは診断書、観察票を提出する。ただし、病弱特別支援学校への転学については診断書を提出する。

(11) 区域外就学

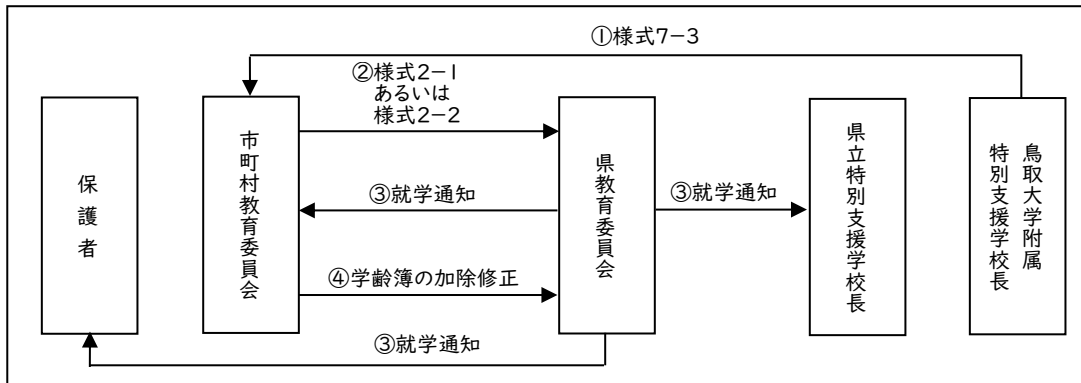
①鳥取大学附属特別支援学校へ就学する場合(「令」第十七条及び第十三条の二)



視覚障害者等である児童生徒等を鳥取大学附属特別支援学校に就学させようとする場合は、その保護者は、鳥取大学附属特別支援学校長の承諾書を添え、その旨を当該児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会に届け出る。(様式7-1)

その後、市町村教育委員会は、速やかに県教育委員会に対しその旨を通知する。(様式7-2)

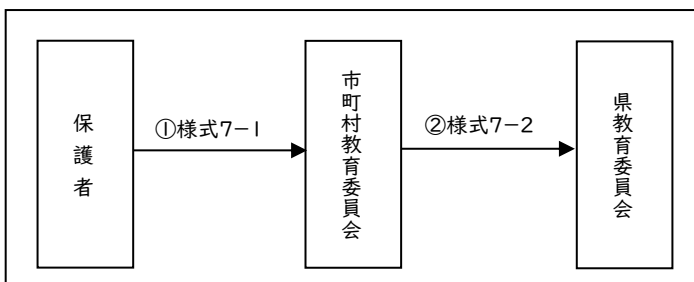
②鳥取大学附属特別支援学校から県立特別支援学校へ転学する場合(「令」第十八条及び第十一条の三 第2項)



鳥取大学附属特別支援学校に在学する学齢児童生徒が、小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかにその旨を当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に通知しなければならない。(様式7-3)

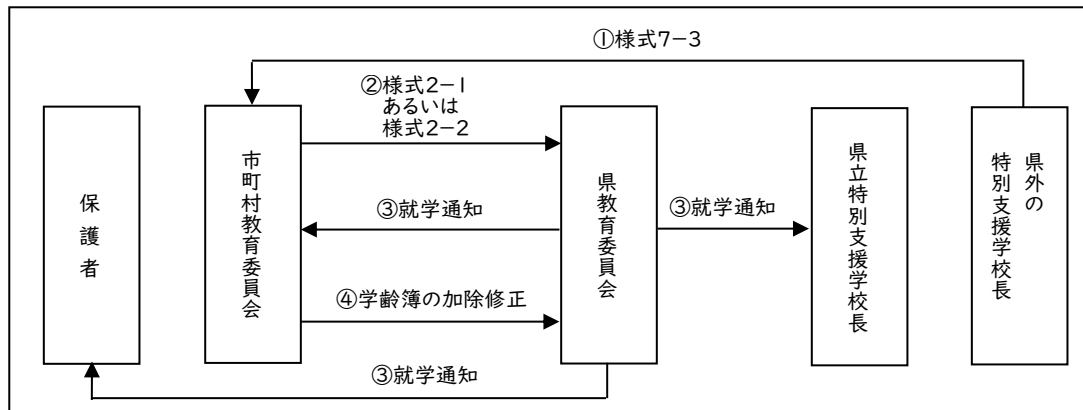
その後、市町村教育委員会は、改めて当該児童生徒が特別支援学校に就学することが適当であるか否かの判断を行い、認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に通知する。(様式2-1あるいは様式2-2)

③県内から県外の特別支援学校へ就学する場合(「令」第十七条及び第十三条の二並びに第十八条及び第十一条の三 第2項)



県立特別支援学校に在籍する児童生徒等で、入院等により、県外の特別支援学校へ就学する場合は、その保護者は、当該特別支援学校への就学を承諾する書面を添え、その旨を当該児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会に届け出る。(様式7-1)

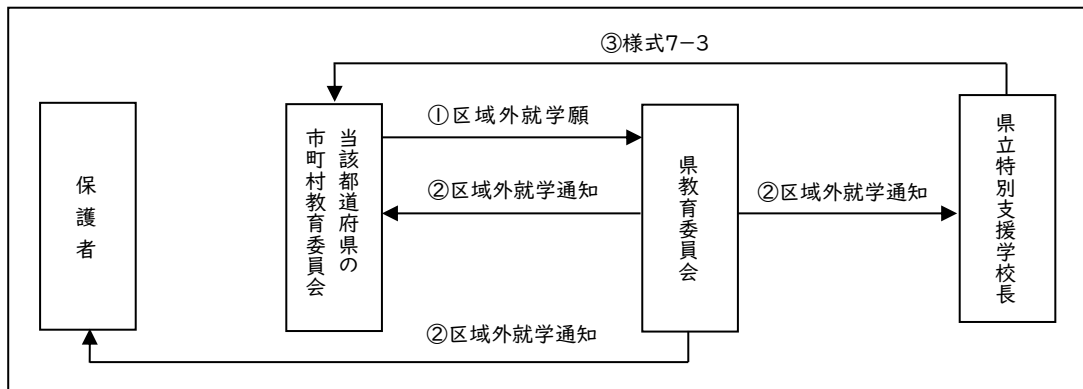
その後、市町村教育委員会は、速やかに県教育委員会に対しその旨を通知する。(様式7-2)



児童生徒等が退院等により、県外の特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかにその旨を当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に通知する。(様式7-3)

その後、市町村教育委員会は、改めて当該児童生徒が特別支援学校に就学することが適当であるか否かの判断を行い、認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に通知する。(様式2-1あるいは様式2-2)

④ 県外から県内の県立特別支援学校へ就学する場合(「令」第十七条)



現在住所の存する市町村教育委員会から県教育委員会への区域外就学願に基づき、県教育委員会は就学する児童生徒等の保護者と就学する特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会に、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知する。

県外から県内の県立特別支援学校へ区域外就学をした学齢児童生徒が、当該特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかにその旨を当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に通知する。(様式7-3)

(12) 福祉施設入所に伴う転学について

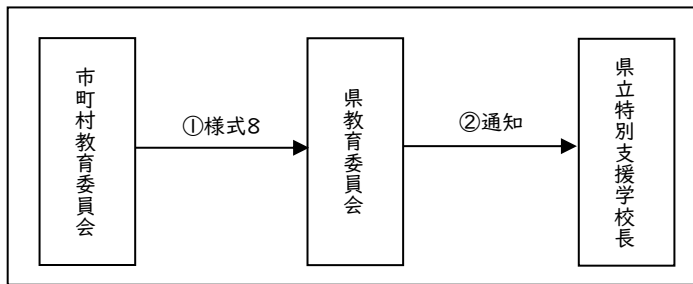
- ① 転居前の市町村教育委員会は、転居先の市町村教育委員会へ児童生徒が転居する旨（措置入所による）の連絡をする。（各教育局、特別支援教育課との情報共有をする。）
- ② 連絡を受けた転居先の市町村教育委員会は、転居する以前であっても、速やかに就学事務が行われるよう手続きを進める。
- ③ 転居先の市町村教育委員会は、転居前の市町村教育委員会、保護者、児童相談所等と連絡を取り、関係書類の速やかな取り扱い及び情報提供を求める。転居前の市町村教育委員会は、就学先を決定するにあたって必要となる情報等を、転居先の市町村教育委員会へ提供する。必要な場合には、県教育委員会は関係者を招集し、関係者会議を開催する。
- ④ 転居先の市町村教育委員会は、想定される転学先（地域の小中学校等または特別支援学校）へ教育相談や体験入学について依頼をする。

※児童相談所の措置手続きに伴い、施設入所等の契約手続きが必要となる。

したがって、転居先の市町村教育委員会は、保護者や児童相談所等と連絡を取り、関係書類の速やかな取り扱いが求められる。転居先の市町村教育委員会は、地域の施設等との連携を密にして、就学事務に遺漏のないように注意することが必要となる。

※転居する日（＝住民票異動日）を関係者間で確認するとともに、就学年月日を共通理解しておく。

(13) 認定特別支援学校就学者に係る学齢簿の加除訂正の通知（「令」第三条、第十三条）



市町村教育委員会は、

- ・(1) 新学齢児の県立特別支援学校への就学（本手引 P.19）
- ・(2) (3) 小中学校等から特別支援学校への転学（本手引 P.20、21）
- ・(6) (7) (8) 県内の県立特別支援学校間の転学（本手引 P.24、25、26）
- ・(10) 県外から県内への転居に伴う転学（本手引 P.27）
- ・(11) 区域外就学①②③（本手引 P.28、29）

の通知に係る児童生徒等について、学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。（様式8）

(14) その他

- ・就学決定後に、転居・病状の変化等により就学先が変更になる場合には、就学先を決定した市町村教育委員会は、様式9を県教育委員会に提出してください。
- ・本手引に記載していないケースもありますので、その場合は各学校の設置者である教育委員会に御相談ください。また、市町村教育委員会においては、県教育委員会に御相談ください。